

八王子市私立幼稚園協会教職員研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の充実、幼稚園教育の振興のために、市内に所在する私立幼稚園の教職員の資質及び保育・教育指導技術の平均的水準の維持と向上を図ることを目的として行う教職員研修事業、幼児教育の推進のための保護者への幼児教育の広報事業（以下「事業」という。）に対して、市が予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 八王子市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、当該補助事業の目的に鑑み、協会が主催する事業及び協会が必要と認めた事業とする。

(事業の実施基準)

第4条 事業内容が、幼児教育に直接関係を持ち、その成果が十分期待できる事業であること。

- 2 事業内容は、教職員及び園児の保護者を対象とした事業であること。
- 3 教職員及び保護者の個人の利益に資するものでないこと。

(補助金額)

第5条 研修事業の実施に要した経費を上限とし、予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費)

第6条 前条に規定する「研修事業の実施に要した経費」とは、次のとおりとする。

- (1) 講師謝礼・講演料・出演料
- (2) 会場使用料・器具使用料
- (3) 事業の企画・運営・実施に当たり要した教材費・印刷製本費・消耗品費・通信費等
- (4) 研修記録印刷費
- (5) 幼児教育の研究及び研修に関する書籍、教材等購入費
- (6) その他研修実施及び参加に要したと認められる経費

(交付申請)

第7条 協会は、この補助金を申請するときは補助金交付申請書（様式1-1）に下記の書類を添付し、八王子市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 収支計画書

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類等の審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式1-2)により協会に通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 市長は、前条の規定により決定した補助金について、特段の事情がない限り、当該年度7月に概算で支払うものとする。

(実績報告)

第10条 協会は当該年度の研修事業の完了後、1か月以内に補助金実績報告書(様式1-3)に次の書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 金銭出納簿の写し
- (4) 領収書の写し

(額の決定と通知及び補助金の精算)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則第13条の規定に基づき、その報告に係る成果が交付決定の内容に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書(様式1-4)により協会に通知するものとする。

2 前項で確定した補助金の額を超過する補助金が既に交付されている場合は、協会はその超過額について、当該通知書により定められた期限までに市に返還することにより精算するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 市長は、規則第15条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式1-5)により協会に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて取消額の返還を命ずるものとする。

(帳簿等)

第13条 協会は、この事業の会計を明確に記載した帳簿等の資料類を常備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

2 市長がこの事業の帳簿等の検査又は報告を求めた場合、協会はこれに応じなければならない。

(補助金制度の見直し)

第14条 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。